

# 停止処分者講習等業務委託 ＜入札説明書＞

## 別添資料

- 仕様書
- 質問受付実施要領
- 入札書（様式）及び記載例
- 委任状（様式）及び記載例
- 契約書（案）
- 誓約書（案）
- 入札書作成時の注意事項
- 入札及び開札参加心得書
- 入札保証金等についてのお願い

福岡県警察本部総務部会計課

# 入札説明書

この入札説明書は、福岡県が発注する停止処分者講習等業務の委託に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出すること。なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 公告日

令和7年2月4日

## 2 一般競争入札に付する事項

### (1) 委託業務の名称

停止処分者講習等業務委託

### (2) 委託業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

### (3) 委託業務場所

指定場所

## 3 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

## 4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年2月20日（木曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

### (1) 4の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	なし	サービス業種、その他	AA

(2) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者

(5) 別紙「資格要件審査表（停止処分者講習等業務委託）」の資格要件を満たす者

## 6 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2244

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 競争入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、別紙「資格要件審査表（停止処分者講習等業務委託）」を確認の上、令和7年2月14日（金曜日）までに下記の部局に書類を提出し、承認を得ること。

福岡県警察本部交通部運転免許試験課 講習指第二係

電話番号 0948-24-8009 内線708-211

9 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、「質問受付実施要領」により行う。

11 入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年2月20日（木曜日）午後5時45分

(3) 入札金額は、契約期間において当該委託業務を行うにあたり要する一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。

なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

(5) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年2月21日（金曜日）開封《停止処分者講習等業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

書留郵便により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封筒の表に「入札書在中」を朱書きすること。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公

正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

## 12 開札の場所及び日時

### (1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
福岡県警察本部 入札室（地下 1 階北側）

### (2) 日時

令和 7 年 2 月 21 日（金曜日） 午後 3 時 00 分

### (3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

## 13 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

## 14 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

各見積単価（消費税込みの金額）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の合計の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第 145 条第 3 項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、各見積単価（消費税込みの金額）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の合計の 100 分の 5 以上の保険金額とし、保険契約方式は定額補償に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件）したことを証明する書面を提出する場合

### (2) 契約保証金

各契約単価（消費税込みの金額）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の合計の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（消費税込みの金額）に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の合計の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件）したことを証明する書面を提出する場合

## 15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13 により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付のないもの又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 16 落札者の決定方法

- (1) 全ての見積単価が予定価格の範囲内であり、かつ各見積単価に委託者が示した各見込数量を乗じた金額の合計が最も安価な者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (4) 本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。
- (5) 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じる等、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

# 入札（見積）仕様書

規格、品質等は下記、および見本のとおりですから熟覧のうえ、入札（見積）して下さい。

## 記

請求先	会計課	履行場所	指定場所	契約履行期 限	令和8年3月31日
品名	規格	数量（単位）	備考		
停止処分者講習等	停止処分者（短期）	1 人	筑豊・筑後自動車運転免許試験場		
〃	停止処分者（中期）	1 人	〃		
〃	停止処分者（長期）	1 人	〃		
〃	違反者（社会参加活動を含む）	1 人	〃		
〃	違反者（社会参加活動を含まない）	1 人	〃		
合計					

### 参考

- 1 別添「停止処分者講習等業務委託仕様書」のとおり
- 2 本契約は単価契約であり、1人当たりの単価で見積もること。
- 3 見込数量については、

停止処分者（短期）	4124 人
停止処分者（中期）	659 人
停止処分者（長期）	584 人
違反者（社会参加活動を含む）	2284 人
違反者（社会参加活動を含まない）	760 人

ただし、あくまで見込みであり変動する場合がある。

- 4 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された見積単価に当該単価の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札単価とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

また、全ての見積単価が予定価格の範囲内であり、かつ各単価×各見込数量の総額が最も安価な見積単価を提示した者を落札者とする。

- 5 本件契約は、令和7年度歳入歳出予算が、令和7年3月31日までに議会において可決された場合において、令和7年4月1日に確定させる。

# 停止処分者講習等業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

停止処分者講習等業務

## 2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

## 3 履行場所

- (1) 委託業務の履行場所は、別表1のとおりとする。
- (2) 違反者講習における社会参加活動を含む講習については、委託者が指定する場所及び受託者が選定し、委託者の承認等を得た場所とする。

## 4 委託業務の内容

委託業務の主な内容は、次のとおりとする。

なお、具体的実施要領については、別に定める「停止処分者講習及び違反者講習実施要領」に基づき実施すること。

### (1) 停止処分者講習

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第3号に規定する講習業務及び講習事前予約受付業務

ア 短期講習

イ 中期講習

ウ 長期講習（飲酒学級を含む。）

### (2) 違反者講習

法第108条の2第1項第13号に規定する講習業務

ア 社会参加活動を含む講習

(ア) あらかじめ社会参加活動を体験させた上、別の講習日に座学を受講させるコース（以下「社会参加活動事前体験コース」という。）

(イ) 講習日の当日に座学を受講させるとともに、社会参加活動を体験させるコース（以下「社会参加活動当日体験コース」という。）

イ 社会参加活動を含まない講習

講習日の当日に座学と実車指導等を行うコース（以下「実車指導コース」という。）

## 5 受託者の要件

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものであること。
- (2) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、破産法に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 委託事務を行う事務所を福岡県内に有していること。
- (4) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」

という。)第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることができること。

- (5) 受託者は、委託業務に従事する職員を本委託業務が円滑に遂行できるよう配置し、各履行場所に現場責任者及び委託業務を統括・管理する統括責任者をそれぞれ1名配置すること。

ア 講習に従事する指導員及び検査に従事する検査員(以下「講習指導員等」という。)は、別表2に基づき、各履行場所に講習指導員等を配置すること。

イ 前記講習指導員等のほか、講習業務を円滑に運営できるよう受付の担当者を配置するなど必要な措置を講じること。

## 6 講習指導員等の資格要件

別に定める「停止処分者講習及び違反者講習実施要領」の基準を満たす者であること。

## 7 委託業務の実施日

受託者は、別表2に基づき、実施計画を策定し、委託者の承認を受けた上で、委託業務を実施すること。

## 8 講習等時間

講習及び検査は、次のとおりとする。

### (1) 停止処分者講習

ア 短期講習

6時間

イ 中期講習

10時間(2日間で実施)

ウ 長期講習

12時間(2日間で実施)

### (2) 違反者講習

ア 社会参加活動当日体験コース及び実車指導コース

6時間

イ 社会参加活動事前体験コース

6時間(2日間で実施)

## 9 設備等

- (1) 受託者は、次の設備、資機材等を必要数準備すること。

ア 視聴覚教材(DVD等)

イ 教本

ウ 運転適性検査82-3又はこれと同等以上のもの及び運転適性検査73-2又はこれと同等以上のもの

エ 委託業務報告等事務処理に必要なコピー用紙(A4サイズ)

オ その他委託業務に必要な物品

- (2) (1)のア及びイについては、事前に委託者の承認を得た上で配布・使用すること。

- (3) 地方版資料、視聴覚機材及び講習用車両(違反者講習の送迎用車両を含む。)については、委託者が準備するものを使用すること。

10 予約

受託者は、停止処分者講習の予約を受付けるものとし、そのために必要な設備・体制を確保すること。

11 委託業務に従事する職員の服装

職員の服装は清潔かつ端正な制服等とし、名札（胸札）を常時装着すること。  
なお、制服等及び名札（胸札）に要する費用については、受託者の負担とする。

12 事故及び物品の損傷

業務遂行中、受託者の責めに帰すべき理由により生じた事故及び物品の損傷については、受託者が責任を負うものとする。

13 研修

受託者は、履行期間内に1回以上、委託業務に従事する職員に対し、道路交通関係法令等について研修を行い、知識及び能力の向上に努めること。

14 保険契約

講習中における受講者の負傷事案に対応できるよう、保険契約を締結するものとする。

15 秘密の保持

受託者は、委託業務の実施する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この委託業務終了後も同様とする。

16 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

## 停止処分者講習等履行場所一覧表

試験場名 所在地 電話番号	種別		主たる講習室
筑豊自動車運転免許試験場 飯塚市鶴三緒1518-1 0948-26-7110	停止処分者講習	短期	2階第13講習室
		中期	2階第11講習室
			2階第12講習室
		長期	2階第9講習室
	2階第10講習室		
	違反者講習	社会参加活動	2階第14講習室
実車			
筑後自動車運転免許試験場 筑後市大字久富1135-2 0942-53-5208	停止処分者講習	短期	2階第4講習室
		中期	2階第5講習室
		長期	2階第5講習室
	違反者講習	社会参加活動	2階第4・第5講習室
		実車	

※ 実車については、各試験場内コースにおいて実施するものとする。

停止処分者講習等講習実施計画

1 筑豊試験場

		月	火	水	木	金	講習指導員等数				
							月	火	水	木	金
停止 処分者 講習	短期	←24名→		←24名→	←24名→	←24名→	8名		8名	8名	8名
	中期	←6名→					2名	2名	2名		
			←6名→						2名	2名	2名
	長期	←6名→					2名		2名	2名	
			←6名→					2名		2名	
違反者講習	社会参加	←18名→	←12名→			←12名→	2名	2名			2名
	実車指導	←6名→	←6名→			←6名→	2名	2名			2名

2 筑後試験場

		月	火	水	木	金	講習指導員等数				
							月	火	水	木	金
停止 処分者	短期		←6名→	←6名→	←6名→	←6名→		2名	2名	2名	2名
	中期				←6名→					1名	2名
	長期	←6名→					1名	2名			
違反者	社会参加	←9名→		←9名→			2名		2名		
	実車指導	←3名→					1名				

## 停止処分者講習及び違反者講習実施要領

### 1 目的

この実施要領は、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第3号に規定する停止処分者講習及び法第108条の2第1項第13号に規定する違反者講習の実施について、必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 指導監督

受託者は、停止処分者講習及び違反者講習（以下「委託業務」という。）の実施に関し、福岡県警察本部交通部運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）の指導監督に従うものとする。

### 3 関係法令の遵守

委託業務に従事する職員は、関係法令その他福岡県警察の定める諸規定を遵守し、委託業務を適正かつ円滑に実施するものとする。

### 4 委託業務の内容

委託業務の主な内容は、次のとおりとする。

#### (1) 停止処分者講習

法第108条の2第1項第3号に規定する講習業務、講習事前予約受付業務及びこれらに付随する業務

ア 短期講習

イ 中期講習

ウ 長期講習（飲酒学級を含む。）

#### (2) 違反者講習

法第108条の2第1項第13号に規定する講習業務及びこれに付随する業務

ア 社会参加活動を含む講習

(ア) あらかじめ社会参加活動を体験させた上、別の講習日に座学を受講させるコース（以下「社会参加活動事前体験コース」という。）

(イ) 講習日の当日に座学を受講させるとともに、社会参加活動を体験させるコース（以下「社会参加活動当日体験コース」という。）

イ 社会参加活動を含まない講習

講習日の当日に座学を受講させるとともに、実車等による指導を行なう講習（以下「実車指導コース」という。）

5 講習に従事する指導員（以下「講習指導員」という。）の資格要件

委託業務に従事する職員のうち、講習指導員は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員（以下「停止指導員」という。）、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員（以下「違反指導員」という。）のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第11号（運転免許の不正取得）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（前記イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

カ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

ク アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ケ 心身の故障により委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

コ 過去2年以内に次の違反行為をしたことのある者

いわゆるひき逃げ、酒酔い・酒気帯び運転、飲酒運転に関し車両を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為、麻薬等運転、無免許運転、自動車使用制限命令違反並びに下記の交通違反の下命・容認

○ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間が概ね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、上記(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間が概ね1年以上ある者

(イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間が概ね1年以上ある者

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、上記(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

ウ 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

- (イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を終了した者

## 6 施設及び実施場所等

### (1) 講習の施設及び実施場所

ア 筑豊自動車運転免許試験場

イ 筑後自動車運転免許試験場

- (2) (1)のほか、違反者講習における社会参加活動については、下記のとおり実施場所を確保するものとする。

#### ア 社会参加活動事前体験コース

社会参加活動の実施場所については、「社会参加活動実施団体の指定（解除）届」（様式第1号）により、試験課長の承認を受けた場所とする。

なお、社会参加活動を行っている団体（以下「協力団体」という。）については、受託者において、その内容や受講者の利便性等を勘案の上複数選定し、事前に試験課長の承認を得るものとする。

#### イ 社会参加活動当日体験コース

原則として、試験課長が指定する場所又は受託者が選定したもので試験課長が承認した場所とする。

## 7 職員の配置等

- (1) 受託者は、別紙1のとおり、委託業務を行う上で必要な講習指導員を確保するものとする。

- (2) 講習指導員は、上記5の要件を満たす者とする。

なお、受託者は、講習指導員が上記5の要件を満たしていることを、適宜確認するものとする。

- (3) 講習指導員について、配置場所ごとに「職員等配置状況届出書」（様式第2号）を作成し、あらかじめ試験課長に提出するものとする。

なお、配置状況等に変更があった場合は、速やかに同届出書を作成替えし、試験課長に提出するものとする。

- (4) 講習指導員が上記5の要件を欠いたとき、退職したとき、又は運転免許の取消しあるいはその効力の停止の処分を受けたときは、その者を委託業務に従事させてはならない。

## 8 講習用車両等

- (1) 講習用車両及び送迎用車両（以下「講習用車両等」という。）については、原則として試験課長が準備する車両を使用するものとする。
- (2) 講習用車両等の使用に当たっては、試験課長の指示に従い、事故防止に留意するものとする。
- (3) 講習用車両等による事故が発生したときは、直ちに試験課長に報告するものとする。
- (4) 受託者の「不注意による事故」の結果、講習用車両等が損傷した場合は、受託者の負担により原状回復の措置を講じること。

ただし、講習指導員が事故防止措置を講じたにもかかわらず発生した事故により、講習用車両が損傷した場合は、委託者が原状回復の措置を講じるものとする。

※ 「不注意による事故」とは、講習指導員が講習を実施するに当たり、必要な注意義務を怠った結果、発生した事故のことをいう。

## 9 貸与物品の管理

- (1) 受託者は、委託業務実施のために試験課長が貸与する備品及び視聴覚教材の物品（以下「貸与物品」という。）については、原則として定められた場所で使用するものとする。
- (2) 貸与物品に故障等が発生した場合は、速やかに試験課長に報告するものとする。

なお、受託者の不注意により、貸与物品を破損させた場合は、受託者の負担により原状回復の措置を講じること。

- (3) 受託者は、貸与物品の良好な保管・管理及び盗難の防止の徹底を図るとともに、毎月現物点検を行い、その結果を明らかにしておくものとする。
- (4) 貸与物品のうち、講習用パソコンの取扱いについては、次のとおりとする。

ア セキュリティワイヤー等により机等に固定するなどして、盗難防止措置を講じること。

イ 毎月現物点検を行い、その結果を「講習用パソコン確認表」（様式第3号）により、各試験場長宛て報告すること。

ウ 講習以外の目的で使用しないこと。

エ 個人情報及び不必要なデータを保存しないこと。

オ 設置している部屋の施錠を確実にし、盗難防止に万全の対策を期すこと。

カ データの取り込みについては、専用の電磁的記録媒体を使用し、それ以外の電磁的記録媒体は使用しないこと。

キ インターネット回線に接続しないこと。

ク ウイルス感染を感知したときは、直ちに試験課長に報告すること。

ケ 盗難及び紛失等の事案を認知したときは、直ちに試験課長に報告すること。

#### 10 講習実施計画等の承認

(1) 委託業務は、別紙1及び別紙2のとおり行うものとする。

(2) 停止処分者講習にあつては「停止処分者講習実施計画表」(様式第4号)を、違反者講習にあつては「社会参加活動当日体験コース及び実車指導コース実施計画表」(様式第5号)及び「社会参加活動事前体験コース実施計画表」(様式第6号)を策定し、前月末日までに試験課長の承認を受けるものとする。

なお、講習の実施に当たって講習実施計画をやむを得ず変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに試験課長に報告するものとする。

#### 11 停止処分者講習の具体的実施要領

(1) 講習対象者

ア 講習は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、「停止処分者講習申出書」(様式第7号)を提出した者に対して行うものとする。

(ア) 免許の保留処分を受けた者(法第90条第1項ただし書)

(イ) 免許の停止処分を受けた者(法第90条第5項、法第103条第1項又は第4項)

(ウ) 自動車等の運転の禁止処分を受けた者(法第107条の5第1項又は第9項)

イ 既に免許の停止等の期間の2分の1を経過している者に対しては、講習を受けなかったことについて次に掲げる理由等がある場合を除き、原則として講習を行わないものとする。

(ア) 病気にかかり、又は負傷をしたこと。

(イ) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。

(ウ) 社会の慣習上、又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。

(エ) その他災害等によりやむを得ない事情が生じたこと。

(2) 講習予約の受理及び講習申出の受付

受託者は、講習予約の受理及び講習申出の受付を行うものとする。

ア 講習予約の受理

- (ア) 受託者は、講習予約があった場合には、停止処分者講習予約簿（様式第8号）に必要事項を記載し、申込者に対して講習の日時、場所、携行品、その他講習を受講する際に必要な事項を教示するものとする。
- (イ) 日本語を解せない外国人又は聴覚障がい者に対しては、停止処分者講習の目的及び講習内容を教示するとともに、受講の際は通訳又は手話通訳者等を帯同するよう教示するものとする。

イ 講習申出の受付

講習申出の受付は、次の書類を提出させることにより行うものとする。

- (ア) 講習手数料分の福岡県領収証紙が貼付された「停止処分者講習申出書」
- (イ) 運転免許停止（保留）処分通知書
- (ウ) 写真1枚（40日以上保留及び中・長期の処分を受けた者に限る。）

ウ 受託者は、受理した「停止処分者講習申出書」について、福岡県警察本部交通部運転免許管理課作成の「停止処分者講習申出者名簿」とともに試験課長に提出しなければならない。

(3) 講習の実施方法等

ア 講習時間及び内容

- (ア) 講習時間及び実施期間は次表のとおりとする。

実施区分	講習時間	実施期間（内訳）
短期講習	6時間	1日間
中期講習	10時間	2日間（1日目6時間、2日目4時間）
長期講習	12時間	2日間（1日目6時間、2日目6時間）

- (イ) 講習申出の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。  
なお、講習の開始時間は、午前9時00分を基準とする。
- (ウ) 講習科目、講習細目、指導内容及び所要時間については、別紙3及び別紙4を標準とする。
- (エ) 受託者は、講習の実施に当たり、その具体的な内容を定めた教案を作成し、あらかじめ試験課長の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。  
なお、教案については、聴覚障がい者が講習を受講する際に活用できるように、振り仮名付きのものを実施場所に備え付け、使用できるようにしておくものとする。

- (オ) 体調不良等やむを得ない理由により、別紙3の内容に欠落が生じた者については、その部分について追加講習を行うものとする。

この場合、追加講習に係る講習手数料は徴収しないものとする。

#### イ 講習教材

##### (ア) 教本等

###### a 教本

- (a) 使用する教本は、別紙5の内容について正確にまとめられたものを選定し、事前に試験課長の承認を得るものとする。
- (b) 教本の納入後において、関連する制度改正等が施行された場合や、納入された教本中に誤記又は誤解を招く表現が発見された場合に、「訂正指し込み」等の方法により、教本の内容の追加・訂正が可能となるように、教本の調達時に所要の措置を講じておくこと。
- (c) 英語版等の教本を履行場所ごとに配備するよう努めるものとする。

###### b 地方版資料

- (a) 地方版資料は、委託者において準備するものとする。
- (b) 受託者は、講習において地方版資料を使用し、教本と併せた効果的な講習を実施するものとする。

##### (イ) 運転適性検査用紙

運転適性検査用紙については、短期講習においては「科警研編・運転適性検査 82-3」又はこれと同等以上のものを、中期講習及び長期講習においては「科警研・運転適性検査 73-2」又はこれと同等以上のものを受託者において準備し、使用するものとする。

##### (ウ) 視聴覚教材（DVD等）

視聴覚教材（DVD等）については、受託者において必要数を準備し、使用すること。

##### (エ) その他の講習用器材

パソコン、プロジェクター、運転シミュレーター、運転適性検査器材、夜間視力計、動体視力計及び特別学級で使用する教材については、試験課長が準備する器材を使用するものとする。

#### ウ 学級編成、職員の配置

##### (ア) 学級編成の基本

学級については、受講者数に応じて編成すること。

ただし、運転適性指導については、原則として1グループ3人以内とする。

(イ) 講習指導員の配置

1学級につき講習指導員1人を配置すること。

ただし、運転適性指導については、1グループにつき講習指導員1人を配置すること。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うこと。

エ 特別学級の設置

(ア) 飲酒学級

飲酒運転の危険性について指導する必要がある者として、試験課長が指定した者に対して、別紙3に基づき講習を実施すること。

なお、別紙3の「8 飲酒学級」の具体的な内容については、試験課長が別途定めるものとする。

また、「飲酒学級」の講習時間は、1日目に連続して120分行うものとする。

(イ) その他の特別学級

上記(ア)のほか、受講者の態様に応じた講習を実施するため、必要な特別学級の設置に努めること。

(ウ) 特別学級の編成

上記(ア)、(イ)の特別学級については、通常学級とは別に実施するものとする。

ただし、講習科目のうち共通する部分については、合同で実施することができるものとする。

オ 運転適性指導

(ア) 筆記による検査に基づく指導

筆記による検査は、(3)イ(イ)に掲げる運転適性検査用紙を用いて実施し、診断票に基づいて、安全運転に関する必要な指導助言を行うこと。

(イ) 器材使用による指導

運転適性検査器材による指導は、中期講習及び長期講習の受講者（短期講習の受講者は、必要と認められる者に限る。）に対して実施し、診断票に基づいて、安全運転に関する必要な指導助言を行うこと。

(ウ) 実車及び運転シミュレーター操作による指導

a 実車による指導要領

実車による指導は、別紙6に基づき実施すること。

ただし、悪天候、コースの混雑等により実車指導が困難な場合は、試験課長の承認を得た上で、運転シミュレーター操作による指導等に替えることができるものとする。

b 使用車両

実車指導に当たっては、受講者が普段運転している車両の変速機（MT・AT）を確認した上、受講者に応じた変速機搭載車両を使用すること。

なお、免許条件で「普通車は手動式のアクセルに限る」や「普通車は下肢で運転できるAT車に限る」等が付されている者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとする。ただし、講習手数料に変更は生じないことをあらかじめ教示しておくこと。

c 運転行動の診断と指導

実車指導に当たっては、「運転行動診断票(短期講習・違反者講習用)」(様式第9号)又は「運転行動診断票(中期講習・長期講習用)」(様式第10号)を作成し、これに基づき指導を行うこと。

d 運転シミュレーター操作による指導

(a) 交通事故やその他の危険場面等、実車指導では指導が困難な項目について疑似体験させて、運転の適性を診断するために、運転シミュレーター操作による指導を行うこと。

(b) 受講者の保有する免許に応じ、四輪車用、二輪車用及び原付車用の運転シミュレーターを使用すること。

カ 2日目の講習指定

中期講習及び長期講習の1日目を終了した者に対して、2日目の受講日を、「二日目講習指定書」(様式第11号)を交付して、2日目の受講日を指定すること。

(4) 考査の実施等

ア 出題形式、配点、基準等

(ア) 一肢の正誤式問題38問及び三肢の正誤式問題2問の計40問を20分で解答させる方法で行うこと。

(イ) 一肢の正誤式問題は1問1点、三肢の正誤式問題は1問2点とする。

なお、三肢の正誤式問題については、三肢に対する解答がすべて正解である場合に2点配点することとし、それ以外の場合には配点しないこと。

- (ウ) 考査の採点に当たっては、2人以上の職員で行い、確認を徹底すること。
  - (エ) 考査問題の種類、実施時期及び内容等については、別紙7に基づき実施するものとし、あらかじめ試験課長に提出して承認を受けること。
  - (オ) 考査問題は、使用の都度その数を点検し、施錠のある保管庫に収納しておくものとし、「考査問題受払簿」（様式第12号）により、出納の状況を明らかにしておくこと。
  - (カ) 考査の成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、試験課長が指定する日に実施すること。
  - (キ) 考査問題は、聴覚障がい者等に対応できるよう、振り仮名付きの問題を用意しておくこと。
  - (ク) 日本語を解さない外国人や聴覚障がい者に考査を実施する場合は、一般の考査とは別に実施することとし、通訳人や手話等を行う者を立ち入らせるなどして、適正に行うこと。
- (5) 考査による改善効果の評価等
- ア 考査については、優、良、可の三段階で評価を行い、その結果については、別に定める様式により福岡県警察本部交通部運転免許管理課長に報告すること。  
ただし、受講者に次のいずれかの行為又は態度が認められ、講習指導員が講習実施中に当該受講者に対し、その行為等を指摘した場合は、不良と判断すること。
    - (ア) 他の受講者に迷惑となる行為
    - (イ) 故意に講習の妨げになる行為
    - (ウ) 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為
  - イ 考査結果の報告に当たっては、2人以上の職員により、考査結果と判定の照合作業を行い、確認を徹底すること。
  - ウ 考査の評価に加える受講態度の判断に当たっては、講習指導員の私的な感情により行わないこと。

## 12 違反者講習の具体的実施要領

### (1) 違反者講習の対象者

違反者講習は、法第102条の2（軽微違反行為をした者の受講義務）の規定の適用を受ける者のうち、違反者講習の申込みをした者に対して行うものとする。

### (2) 違反者講習の実施区分

違反者講習は、受講者の選択により、以下の講習に区分して行うものとする。

- ア 社会参加活動事前体験コース
- イ 社会参加活動当日体験コース
- ウ 実車指導コース

(3) 社会参加活動における活動の内容

社会参加活動の活動内容は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第6条に基づき、次のとおりとする。

- ア 道路を通行する者に対する交通安全教育
- イ 歩行者の誘導その他の道路を通行する者の通行の安全を確保するための活動
- ウ 適正な交通の方法又は交通事故防止についての広報活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための広報活動
- エ 前各号に掲げるもののほか、道路における交通の安全と円滑に資する活動

(4) 講習当日の受付

- ア 違反者講習申出書の受理

「違反者講習申出書」（様式第13号）について、講習手数料分の福岡県領収証紙の貼付、記載内容等を確認し、受理するものとする。

- イ 受講対象者の確認

受講受付に当たっては、運転免許証、違反者講習通知書等の提示を求めるなどして、本人確認を行うものとする。

- ウ 社会参加活動終了証明書の確認

社会参加活動事前体験コースの社会参加活動を終了した者の講習の申出を受理する場合は、「違反者講習申出書」に「社会参加活動終了証明書」（様式第14号）を添付させるものとする。

ただし、「社会参加活動終了証明書」を持参していない者については、協力団体への電話等により、社会参加活動が終了していることを確認できた場合に限り、申出を受理するものとする。

この場合、「違反者講習申出書」の「希望する講習区分」の余白部分に受講事実を確認した方法等を簡記し、受講事実を確認した者の確認印を押印するものとする。

(5) 講習の実施方法等

- ア 講習時間及び内容

- (ア) 社会参加活動当日体験コース及び実車指導コースは、6時間を1日間で行うものとし、社会参加活動事前体験コースは、6時間を2日間（1日目3時間、2日目3時間）に分けて行うものとする。
- (イ) 講習当日の受付時間は午前8時30分から午前8時50分までとする。  
なお、講習開始時間は午前9時00分を基準とする。
- (ウ) 講習科目、講習細目、指導内容及び所要時間については、別紙4及び別紙8を標準とする。
- (エ) 講習の実施に当たっては、別紙8に基づき、講習の具体的な実施内容を定めた教案を作成し、あらかじめ試験課長の承認を受けるものとする。  
また、これを変更しようとするときも同様とする。  
なお、教案については、聴覚障がい者が講習を受講する際に活用できるように、振り仮名付きのものを実施場所に備え付け、使用できるようにしておくものとする。
- (オ) 体調不良等やむを得ない理由により、講習内容に欠落が生じた者については、その部分について、追加講習を行うものとする。  
この場合、追加講習に係る講習手数料は徴収しないものとする。

#### イ 講習教材

- (ア) 教本については、11(3)イ(ア)と同様とする。
- (イ) 運転適性検査については「科警研編・運転適性検査82-3」又はこれと同等以上のものを受託者において準備し、使用するものとする。
- (ウ) その他の教材及び器材については、11(3)イ(ウ)及び(エ)と同様とする。

#### ウ 学級編成及び職員の配置

##### (ア) 学級編成の基本

学級編成は、受講者数に応じて編成するものとする。

ただし、運転適性指導については、原則として1グループ3人以内とする。

##### (イ) 講習指導員の配置

1学級につき講習指導員1人を配置するものとする。

ただし、運転適性指導は、1グループにつき講習指導員1人を配置するものとする。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うものとする。

#### エ 運転適性指導

(ア) 筆記による検査に基づく指導

筆記による検査は、11(3)イ(イ)の運転適性検査用紙を用いて実施し、診断票に基づいて、安全運転に関する必要な指導助言を行うものとする。

(イ) 器材使用による指導

運転適性検査器材による指導は、必要と認める者について実施し、診断票に基づいて、安全運転に関する必要な指導助言を行うものとする。

(ウ) 実車及び運転シミュレーター操作による指導

a 実車による指導要領及び使用車両

11(3)オ(ウ) a 及び b と同様とする。

b 運転行動の診断と指導

実車による指導に当たっては、「運転行動診断票（短期講習・違反者講習用）」を作成し、これに基づき指導を行うものとする。

c 運転シミュレーター操作による指導

11(3)オ(ウ) d と同様とする。

オ 各活動コース実施上の留意点

(ア) 社会参加活動事前体験コース

受託者は、協力団体に対して、次の事項を周知させるものとする。

- a 受講受付は、「社会参加活動申込書」（様式第 15 号）により行うこと。
- b 社会参加活動を終了した者に対して、「社会参加活動終了証明書」を交付すること。
- c 後日、各試験場において講習を受講するときは、「社会参加活動終了証明書」を持参するよう教示すること。
- d 社会参加活動の実施結果について、「社会参加活動実施結果記録簿」により受託者宛て報告すること。

(イ) 社会参加活動当日体験コース

- a 社会参加活動の体験に必要な器材については、受託者が準備し、活動実施時に受講者に貸与すること。

ただし、交通安全広報活動等で使用するプラカード、腕章、タスキ及びチラシについては、試験課長が準備する。

b 職員は、受講者に対して、事前に活動内容、活動要領、事故防止に関する注意事項等の十分な説明を行うとともに、活動時においても受講者の動静や状況に注意を払い、各種事故防止に努めること。

c 活動の選定については、2種類以上の活動を準備し、試験課長の承認を得た上で、これらの活動について実施可能な体制を確保すること。

d 腕章等の着用

社会参加活動当日体験コースの受講者については、交通安全腕章、タスキ等を着用させること。

(ウ) 社会参加活動に必要な許可の手続等の履行

社会参加活動の実施に当たっては、運転免許試験課のほか、実施場所を管轄する警察署又は道路及び各施設の管理者等と十分な協議を行った上で、活動に必要な許可手続等を行うものとする。

(エ) 実車指導コース

実車による指導を実施するときは、「講習中」であることを表示する標識を講習車両の見やすい位置に掲示するものとする。

(6) 考査の実施

考査について、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式により「感想文」（様式第16号）を書かせて行うものとし、終了後に結果の講評を行い、今後の安全運転に関する必要な指導・助言を行うものとする。

### 13 講習実施結果の報告

(1) 日報

各履行場所の責任者は、講習日ごとの実施結果について、停止処分者講習にあつては「停止処分者講習結果報告書」（様式第17号）、違反者講習にあつては「違反者講習結果報告書」（様式第18号）により、試験課長に速やかに報告するものとする。

(2) 月報

受託者は、毎月の講習の実施結果について、「停止処分者講習及び違反者講習実施結果報告書」（様式第19号）により、原則として翌月の5日までに試験課長に報告するものとする。

### 14 職員の服装

- (1) 職員の服装は清潔かつ端正な制服等とし、名札（胸札）を常時装着するものとする。
- (2) 社会参加活動に従事する職員については、講習に適した服装を着用するものとする。
- (3) 制服等及び名札に要する費用については、受託者負担とする。

#### 15 委託業務に従事する職員の心構え

##### (1) 基本的心構え

ア 職員は、自己の職責を自覚するとともに、委託業務の意義、目的及び重要性を認識した上で来場者の応接に当たるものとする。

イ 職員は、誠実かつ公正な態度で委託業務を行うものとする。

ウ 職員は、迅速かつ正確に自己の業務を行うものとする。

##### (2) 講習における心構え

ア 運転者を教育する立場にあることの誇りと自覚を保持するものとする。

イ 横柄な態度や品位に欠ける言動をしないものとする。

ウ 質の高い講習を行うことができるよう自己の研鑽に努めるものとする。

#### 16 職員に対する教養等

- (1) 職員に対する教養及び研修を随時開催し、実務能力の向上に努めるものとする。
- (2) 講習指導員は、交通事故統計、交通違反の傾向、改正道路交通法の内容等の研究を積極的に行い、交通情勢の現状に応じた講習を実施できるように努めるものとする。

#### 17 体調不良者及び苦情等の報告

##### (1) 途中退席者に対する措置

講習中に体調不良の理由により退席を申し出た者等については、速やかに試験場長等に報告し、引き継ぐものとする。

なお、急病人に対しては、応急救護措置及び119番通報等必要な措置を迅速に行うものとする。

##### (2) 委託業務に関する意見及び苦情に対する措置

委託業務に関する意見及び苦情については、原則として現場責任者において適切に対処し、不親切、不誠実及びたらい回しなどのそしりを招くことのないように留意するとともに、試験課長に報告するものとする。

(3) 投書、礼状等に対する措置

投書、礼状等が寄せられた場合は、試験課長に報告するものとする。

18 事故防止

(1) 講習指導員は、講習を開始する前に、受講者に対して体調の確認を行うものとする。

(2) 講習指導員は、特に原動機付自転車を用いて実車による指導に際しては、指導を開始する前に準備運動を行い、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させるとともに、慣熟走行を行うものとする。

(3) 受託者は、講習の前後に講習用車両、物品及び講習施設等の点検・整備を行うものとする。

(4) 受託者は、講習中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じた上で、直ちに試験課長に報告するとともに、速やかに「停止処分者講習及び違反者講習事故発生報告書」（様式第20号）を提出するものとする。

(5) 講習中における受講者の負傷事案に対応できるよう保険契約を締結するものとする。

19 関係書類の保存期間等

(1) 委託業務で取り扱う関係書類は、次表のとおり保存した後、試験課長に引き継ぐものとする。

書類の名称	保存期間
運転行動診断票	1か月
感想文	同上

(2) (1)以外の関係書類のうち、個人情報に記載されたものについては、裁断又は焼却の方法により確実に廃棄するものとする。

20 留意事項

(1) 受講者名簿等委託業務で取り扱う書類等の亡失の防止に留意すること。

(2) 節電に努め、使用する施設については清掃を心がけ、機器については適切な使用法にて操作し、日々の整備を行うこと。

(3) 委託業務で取り扱う各種情報は、複写、庁舎外への持ち出し及び第三者への提供等講習の目的外に使用してはならない。

- (4) 効率的で円滑な委託業務の実施のために、職員相互が緊密な連携を図り、適切に対応すること。
- (5) 委託業務遂行に際し、適宜来場者の整理、案内及び誘導を行うとともに、来場者からの問い合わせに対して適切に対応すること。
- (6) 積雪、荒天、その他特殊な事態により、公共交通機関に混乱等が生じたことにより、試験課長から受付時間や講習時間等の変更等の指示があった場合は、即時に対応し、必要な体制を確立すること。
- (7) 委託業務に関して、当該実施要領により行うことが困難な事態が発生した場合は、試験課長と協議の上、適切な業務運営に努めること。
- (8) 講習受講上の注意事項
- 講習受講者に対して、次の注意事項を遵守させるよう配慮すること。
- ア 携帯電話を使用しないこと。また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
- イ 私語をしないこと。
- ウ 居眠りをしないこと。
- エ 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- オ 席を離れるときは、貴重品を携行すること。
- カ その他講師の指示に従うこと。
- (9) その他
- 法改正や交通情勢の変化等に伴い、警察が重点的に推進する事項が生じた場合は、その内容を講習に盛り込むなど、柔軟な対応をすること。

停止処分者講習等講習実施計画

1 筑豊試験場

		月	火	水	木	金	講習指導員等数				
							月	火	水	木	金
停止 処分者 講習	短期	←24名→		←24名→	←24名→	←24名→	8名		8名	8名	8名
	中期	←6名→					2名	2名	2名		
			←6名→						2名	2名	2名
長期	←6名→						2名		2名	2名	
				←6名→				2名		2名	
違反者 講習	社会参加	←18名→	←12名→			←12名→	2名	2名			2名
	実車指導	←6名→	←6名→			←6名→	2名	2名			2名

2 筑後試験場

		月	火	水	木	金	講習指導員等数				
							月	火	水	木	金
停止 処分者	短期		←6名→	←6名→	←6名→	←6名→		2名	2名	2名	2名
	中期					←6名→				1名	2名
	長期	←6名→					1名	2名			
違反者	社会参加	←9名→		←9名→			2名		2名		
	実車指導	←3名→					1名				

令和7年

飲酒学級実施計画表

	日	月	火	水	木	金	土
4月			1	2	3	4	5
	6	7 筑豊・筑後	8	9	10	11	12
	13	14 筑豊	15	16	17	18	19
	20	21 筑豊・筑後	22	23	24	25	26
	27	28 筑豊	29 昭和の日	30			

	日	月	火	水	木	金	土
5月					1	2	3 憲法記念日
	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10
	11	12 筑豊・筑後	13	14	15	16	17
	18	19 筑豊・筑後	20	21	22	23	24
	25	26 筑豊	27	28	29	30	31

※筑後の5日分を12日に実施

	日	月	火	水	木	金	土
6月	1	2 筑豊・筑後	3	4	5	6	7
	8	9 筑豊	10	11	12	13	14
	15	16 筑豊・筑後	17	18	19	20	21
	22	23 筑豊	24	25	26	27	28
	29	30 筑豊・筑後					

	日	月	火	水	木	金	土
7月			1	2	3	4	5
	6	7 筑豊・筑後	8	9	10	11	12
	13	14 筑豊	15	16	17	18	19
	20	21 海の日	22	23	24	25	26
	27	28 筑豊・筑後	29	30	31		

※筑後の21日分を28日に実施

	日	月	火	水	木	金	土
8月						1	2
	3	4 筑豊・筑後	5	6	7	8	9
	10	11 山の日	12	13	14	15	16
	17	18 筑豊・筑後	19	20	21	22	23
	24 31	25 筑豊	26	27	28	29	30

	日	月	火	水	木	金	土
9月		1 筑豊・筑後	2	3	4	5	6
	7	8 筑豊	9	10	11	12	13
	14	15 敬老の日	16	17	18	19	20
	21	22 筑豊・筑後	23 秋分の日	24	25	26	27
	28	29 筑豊・筑後					

※筑後の15日分を22日に実施。

	日	月	火	水	木	金	土
10月				1	2	3	4
	5	6 筑豊・筑後	7	8	9	10	11
	12	13 スポーツの日	14	15	16	17	18
	19	20 筑豊・筑後	21	22	23	24	25
	26	27 筑豊	28	29	30	31	

	日	月	火	水	木	金	土
11月							1
	2	3 文化の日	4	5	6	7	8
	9	10 筑豊・筑後	11	12	13	14	15
	16	17 筑豊・筑後	18	19	20	21	22
	23 (勤労感謝の日) 30	24 振替休日	25	26	27	28	29

※筑後の3日分を10日に実施。

	日	月	火	水	木	金	土
12月		1 筑豊・筑後	2	3	4	5	6
	7	8 筑豊	9	10	11	12	13
	14	15 筑豊・筑後	16	17	18	19	20
	21	22 筑豊	23	24	25	26 仕事納め	27
	28	29	30	31			

令和8年

	日	月	火	水	木	金	土
1月					1	2	3
	4	5 仕事始め	6	7	8	9	10
	11	12 成人の日	13	14	15	16	17
	18	19 筑豊・筑後	20	21	22	23	24
	25	26 筑豊・筑後	27	28	29	30	31

※筑後の5日分を26日に実施。

	日	月	火	水	木	金	土
2月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9 筑豊・筑後	10	11 建国記念の日	12	13	14
	15	16 筑豊	17	18	19	20	21
	22	23 天皇誕生日	24	25	26	27	28

※筑後の23日分を30日に実施。

	日	月	火	水	木	金	土
3月	1	2 筑豊・筑後	3	4	5	6	7
	8	9 筑豊	10	11	12	13	14
	15	16 筑豊・筑後	17	18	19	20 春分の日	21
	22	23 筑豊	24	25	26	27	28
	29	30 筑豊・筑後	31				

## 停止処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（その1・四輪運転者用）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分 30分	60分 60分	60分 60分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 ア 運転者の社会的責任 イ 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通徳徳の向上を図る。 ○ 中・長期では、次の事項について詳しく触れ、運転者の社会的な立場を理解させる。 ・ 運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ・ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 本県における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為を5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 20分	150分 30分	150分 30分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性和点検項目、点検要領等を説明する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。  ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 60分	120分 120分

8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。  ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	90分	120分	120分
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180分 160分	120分 120分	120分 120分
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。		120分 120分	150分 150分
11 面接指導		個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分 30分	60分 60分	90分 90分
	考 査		○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講 習 時 間 合 計				360分 360分	600分 600分	720分 720分

- 備考 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、内の数字は、飲酒学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。  
2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。  
3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施する。

停止処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（その2・二輪運転者用）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分 30分	60分 60分	60分 60分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通徳の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 本県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 20分	150分 30分	150分 30分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 60分	120分 120分
8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転  (速度学級の場合)	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。	90分	120分	120分

	<p>速度の危険性の自覚</p> <p>(1) 反応時間と走行距離</p> <p>(2) 速度と視覚</p> <p>(3) 速度とブレーキ</p> <p>(4) 速度とハンドル</p>		<p>○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。</p>			
9 運転適性についての診断と指導①	<p>(1) 筆記による診断と指導</p> <p>(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導</p>	<p>個別的指導</p> <p>教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等</p>	<p>○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</p> <p>○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。</p> <p>○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。</p>	180分 160分	120分 120分	120分 120分
10 運転適性についての診断と指導②	<p>(1) 実車による診断と指導</p> <p>ア 日常点検</p> <p>イ 乗車姿勢</p> <p>ウ 基本走行</p> <p>(ア) 発進要領</p> <p>(イ) 低速走行及び通常走行</p> <p>(ウ) 停止要領</p> <p>エ 応用走行</p> <p>(ア) 制動訓練</p> <p>(イ) コーナリング訓練</p> <p>(ウ) スラローム走行等の訓練</p> <p>(2) 運転シミュレーター操作による診断と指導</p>	<p>実技</p> <p>教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等</p>	<p>○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。</p> <p>○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。</p> <p>○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。</p> <p>○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</p> <p>○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。</p> <p>○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。</p>		120分 120分	150分 150分
11 面接指導		<p>個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）</p>	<p>○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。</p> <p>○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。</p>	30分 30分	60分 60分	90分 90分
	考 査		<p>○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。</p>	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講 習 時 間 合 計				360分 360分	600分 600分	720分 720分

- 備考 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、内の数字は、飲酒学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
- 3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施する。





## 1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

## 2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

## 3 危険予測

### (1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

### (2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

### (3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

## 4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

### (1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

### (2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

### (3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑)について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

### (4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

### (5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及

すること。

## 5 安全運転の方法

### (1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

### (2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

### (3) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

### (4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

### (5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

## 6 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

## 7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度(初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習)について、図表等を用いて解説すること。

## 8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

## 9 安全運転5則

### (1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

### (2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

## 実車指導におけるコース設定の基準と診断の着眼点【四輪】

実施場所等	道路形状	診断の着眼点
<p>&lt;実施場所～コース&gt;</p> <p>(長期講習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要時間 40分程度</li> <li>・ 走行距離 概ね4～5Km</li> </ul> <p>(中期講習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要時間 30分程度</li> <li>・ 走行距離 概ね3Km</li> </ul> <p>(短期講習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要時間 10分程度</li> <li>・ 走行距離 概ね1Km</li> </ul> <p>(違反者講習実車コース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要時間 20分程度</li> <li>・ 走行距離 概ね2Km</li> </ul>	<p>1 外周、外回り</p> <p>2 外周、内回り</p> <p>3 クランクS字</p> <p>4 見通しの悪い交差点 直進、右折、左折</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>交差道路への対応</p> <p>ハンドルさばき、減速調整</p> <p>飛び出しに対する警戒状況</p>

※ 所要時間、走行距離等は、受講者1人当たりの基準を示す。

※ 所要時間は、指導の時間を含むものとする。

実車指導におけるコース設定の基準と診断の着眼点【二輪】

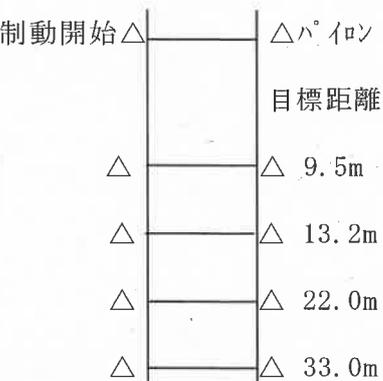
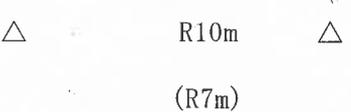
実施場所等	道路形状	診断の着眼点
<p>&lt;実施場所～コース&gt;</p> <p>(長期講習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要時間 40分程度</li> <li>・ 概ね1～4を含むこと</li> </ul> <p>(中期講習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要時間 30分程度</li> <li>・ 概ね1～4を含むこと</li> </ul> <p>(短期講習)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要時間 10分程度</li> <li>・ 概ね1～4から2課題程度</li> </ul> <p>(違反者講習実車コース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要時間 20分程度</li> <li>・ 概ね1～4を含むこと</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 慣熟走行</li> <li>2 目標制動</li> <li>3 コーナリング</li> <li>4 スラローム</li> </ol>	<p>正しい運転姿勢、基本走行</p> <p>ブレーキ操作と制動距離</p> <p>カーブでの進路保持と速度調整</p> <p>ハンドル操作と速度調整</p>

※ 所要時間、走行距離等は、受講者1人当たりの基準を示す。

※ 所要時間は、指導の時間を含むものとする。

※ 各課題の基準等は「二輪車技能診断課題設定の基準」を参考にすること。

二輪車技能診断課題設定の基準

課題	課題設定の基準	指導のねらい
1 慣熟走行		①最初は低速で走行 ②順次速度を上げる。 ③受講者が走ったとの感を持つまで走行する。
2 目標制動	<p style="text-align: center;">↓ 40km/h(原付 30km/h)</p> 	①40km/hで行う。ただし、原付は30km/hとする。 ②前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。 ④後輪ブレーキは13.2m以下ではロックするので、1回限りとする。 ⑤ギアは4速以上とする。(エンジンブレーキがかからないため) ⑥走行順序は、技能の高い受講者からとする。
3 コーナリング		①一定の速度で旋回させる。 ②指示速度は、10km/hから2～3km/hずつあげる。 ③半径10m円が設置できない場合は、半径7mでもよい。 ④受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講者が半周する時間を計測し、速度に換算の上、記録する。 ⑤指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。
4 スラローム		①パイロン間隔は、4mと8mの2種類とし、4mから始める。 ②走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。 ③他の受講者に通過時間を計測させる。

○受講者の技能レベルと問題走行を見極める。

○理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。  
 ○バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる

○カーブでの進路保持の難しさを認識させる。  
 ○曲率と自分の限界速度を自覚させる。

○パイロンの短いコースでは車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。  
 ○わずかな速度超過、操作遅れがパイロンクリアできないことを認識させる。

## 考 査 実 施 基 準 表

考查の種類	考查を行う時期	講 習 科 目	考查の方法
考 査	講習を終了したとき	1 道路交通の現状 2 交通事故の実態 3 運転者の社会的立場 4 安全運転の心構え 5 安全運転の基礎知識 6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法 7 事件事例研究に基づく安全運転の方法 8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	考查は、一肢の正誤式問題 38 問及び三肢の正誤式問題 2 問の計 40 問を 20 分で回答させる方法で行うこと。
再考查	再考查の申出があった場合		

## ～ 注 意 事 項 ～

## 1 出題基準

考查問題は、通常の講習の場合は 1 から 7 までの範囲から、飲酒学級や特別学級の講習の場合は 1 から 8 までの範囲から、講習内容に応じて出題するものとする。

## 2 考查の配点

配点は、一肢の正誤式問題が 1 問 1 点、三肢の正誤式問題が 1 問 2 点として、4 2 点満点で行うものとする。

## 3 考查の種類

考查問題は、講習区分ごとに 2 種類以上作成しておくものとする。

## 4 再考查

再考查は、終了時の考查の成績が 50% 未満の者から申出があった場合に、試験課長の指定する日に行うものとする。

## 違反者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（その1・四輪運転者用）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通徳の向上を図る。	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践  (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的な事例を用いて説明する。 ○ 本県における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。	
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響 (4) 飲酒運転の危険性		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。  ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (2) 歩行者の保護 (3) 自転車に乗る人の保護 (4) 車間距離 (5) 追越し (6) 交差点の進行 (7) 駐車と停車 (8) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (9) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (10) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (11) 事故と故障時の措置		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的な事例に基づいて説明する。  ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的な事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。	
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による検査と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○ 社会参加活動を含む講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含まない講習

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導  (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

違反者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（その2・二輪運転者用）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 本県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。	
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。	
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○ 社会参加活動を含む講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含まない講習

9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナーリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。） 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服及び履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。  ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考 査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講 習 時 間 合 計				360分

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。

2 「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

様式第1号

年 月 日

運転免許試験課長 殿

### 社会参加活動実施団体の指定（解除）届

上記のことについては、下記のとおり指定（解除）したのでお届けします。

団 体 名		
指 定	指 定 年 月 日	年 月 日
	所 在 地	
	連 絡 先	
	主 活 動 内 容	
	主 活 動 場 所	
解 除	解 除 年 月 日	年 月 日
	理 由	
備 考		

## 職員等配置状況届出書

運転免許試験課長 殿

年 月 日

実施機関の長

委託業務に従事する職員の配置状況については、次のとおりです。

追番	氏名	生年月日	主たる業務		備考
			講習	講習以外	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

- ※1 配置場所には、試験場名等を記載し、配置場所ごとに作成すること。
- ※2 講習指導員の配置換えについては、備考欄に「配置換え」記載すること。
- ※3 主たる業務の該当欄に○印を入れること。
- ※4 役職がある講習指導員については、備考欄にその内容を記載すること。

追番	氏名	生年月日	主たる業務		備考
			講習	講習以外	
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					



停止処分者講習実施計画表 ( 月)

日	曜日	筑豊					筑後				
		短期	中期	長期	長期 飲酒	計	短期	中期	長期	長期 飲酒	計
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
合計											

※ 計画表は、前月の末日までに提出すること。

様式第5号

社会参加活動当日体験コース及び実車指導コース実施計画表(月)

日	曜日	筑豊			筑後		
		社参	実車	計	社参	実車	計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
合計							

※ 計画表は、前月の末日までに提出すること。

【社会参加活動団体名】

社会参加活動事前体験コース実施計画表 ( 月 )

日	曜日	活動時間	受入人員	活動内容	携行品・服装等	備考
1		: ~ :				
2		: ~ :				
3		: ~ :				
4		: ~ :				
5		: ~ :				
6		: ~ :				
7		: ~ :				
8		: ~ :				
9		: ~ :				
10		: ~ :				
11		: ~ :				
12		: ~ :				
13		: ~ :				
14		: ~ :				
15		: ~ :				
16		: ~ :				
17		: ~ :				
18		: ~ :				
19		: ~ :				
20		: ~ :				
21		: ~ :				
22		: ~ :				
23		: ~ :				
24		: ~ :				
25		: ~ :				
26		: ~ :				
27		: ~ :				
28		: ~ :				
29		: ~ :				
30		: ~ :				
31		: ~ :				

注1 活動内容は、次の主たる業務を番号で記載すること。

注2(特別養護老人ホーム)

- ①車椅子の点検整備 ②車椅子の介助、散策の補助 ③送迎用リフトカー等車両の点検清掃 ④デイサービス者等の送迎、乗降の補助 ⑤歩行者の安全通行のための通路等の整備、清掃活動 ⑥その他( )

注3(地区交通安全協会)

- ⑦広報活動 ⑧各種点検活動 ⑨清掃等環境整備活動 ⑩チラシ等配布活動 ⑪安全誘導の補助活動 ⑫交通教室 ⑬その他の交通安全活動

停止処分者講習申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名

生年月日 年 月 日生

私は、運転免許の効力を 日間 停止 されましたが、道路交通法第108条の2第 保留

1項第3号に基づく停止処分者講習を受けたいので申し出ます。

第 号	証紙貼付欄	
停止処分者講習 手数料		受付
・短期  11,700円		
・中期 19,500円		
・長期 23,400円		

第 号

受付証	課（出先機関）名	に関する申出書を受け付けました。 （証紙金額 円） 年 月 日 係員氏名 印
-----	----------	---

# 停止処分者講習予約簿

短期・中期・長期				講習日										
番号	受理 月日	氏名	処分書の 有無	出頭 指定日	通知 番号	日数	飲酒	運転免許証等による確認欄		受講車種		連絡先	受理者	
								主な免種	その他	普通車	その他			
1	/		有・無	・			有・無	生年月日(年齢)	普通	原付	A T	二輪		
2	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
3	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
4	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
5	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
6	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
7	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
8	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
9	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
10	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
11	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
12	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
13	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
14	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		
15	/		有・無	・			有・無	( )	普通	原付	A T	二輪		

運転行動診断票 (短期講習・違反者講習用)

年 月 日実施

氏名		男・女	大正昭和平成	年 月 日 ( 歳 )	経験年数	年	評価値
----	--	-----	--------	-------------	------	---	-----

発進時	動作	良好 ( )	前後確認 ( )	強気(急進・加速) ( )	シートベルト又はヘルメット ( )	
運転操作 (運動面)	ハンドル	良好 ( )	遅れ ( )	ふらつき・もたつき	急・やや急 ( )	
	ブレーキ	良好 ( )	遅れ ( )	不要(カーブ)	急・やや急 ( )	
	アクセル	良好 ( )	むら ( )	急・やや急	空吹かし ( )	
	クラッチ(四輪)	良好 ( )	※足のせ ( )	急接続(雑)	不要 ( )	

総合的な運転操作の傾向 (○印)	慎重・丁寧な傾向 ( )	荒い・雑な傾向 ( )	遅い・迷い傾向 ( )
	急ぐ・慌てる傾向 ( )	強引・自己本位傾向 ( )	

走行時の 安全確認 (精神面)	視点	良好 ( )	近い ( )	一点集中 ( )	むら ( )	
	危険予測	良好 ( )	殆ど無し ( )	甘い・やや甘い	減速・徐行	
	危険回避	良好 ( )	ハンドル	クラクション	回避せず	
	合図	良好 ( )	遅れ	やや遅れ	忘れ	
	速度	良好 ( )	速すぎ	流れに乗れず	遅すぎ	
	停止	良好 ( )	位置出過ぎ	不完全停止	不停止	
	信号	良好 ( )	無視	軽視	見込み発進	
	交差点	良好 ( )	右折大小回り	左折大回り	不要	
	交差判断	良好 ( )	左右無確認	側方間隔甘い	進路変更目視無し	
	走行位置	良好 ( )	中央線オーバー	ふらつき	中央走行	

運転に 現れる 性格的傾向 (○印)	衝動性	せっかち・先急ぎ・あわて気味
	攻撃性	排他的・無視・わがまま・勝ち気・譲りたがらない
	感情高揚性	調子っぽい・ぎつ・すぐ興奮する
	自己顕示性	格好を気にする・見栄っ張り・あえて無視する
	参考事項	

総 評	
-----	--

運転行動診断票(中期講習・長期講習用)

氏名		大正 昭和 平成	年 月 日生	歳	年 月 日実施	
発進及びその直後の印象		発進時の確認 強気の(発進 加速) 右左折直後の車両警戒				
注意の仕方	視 点	近い	一点集中	片寄り	むら	戸惑い  遅い  運転軽視
	安全確認	殆どなし	中途半端	遅れ	目視～右左 (交差点 横断歩道 車等の陰)	
運転操作	危険予知	殆どなし	甘い	やや甘い		状況判断等
			(交差点 進入車 弱者)			
走行特徴	ハンドル	ふらつき	とられ	遅れ	急	やや急
	ブレーキ	遅い	急	やや急	不要(カーブ)	予告制動
性格的特徴・運転態度	アクセル	むら	急	やや急	空吹かし	エンジブレーキ
	クラッチ(四輪)	足のせ	早切り	つながりが雑	不要(カーブ・右折・左折)	
その他の	その他	全般に荒い	操作(急ぐ・荒い)	シートベルト又はヘルメット(ベルトネジレ、あご紐等)		
	合 図	遅い				
衝動性	速度	速い(直線・カーブ・右折・左折・狭路)	徐行せず			
	停止	不停止	不完全停止	位置出しすぎ		
情緒不安定	信号	無視	無理な通過	見込み発進		
	神経質	無視	見落とし			
抑うつ性	標識・指示	右小大回り	左大回り	まごつく	妨害(車・人)	
	攻撃性	走行位置(直線・カーブ・右左折前)				
協調性	交差点	車間距離	進路変更(合図・確認・ハンドル)	すれちがい(間隔)		
	誘導	安全間隔	速すぎ	排除	無頓着	
感情高揚性	交差判断	安全間隔	合図	速度	確認	
	弱者保護	ハンドル	クラクション	回避せず		
自己顕示性	側方通過	先急ぎ	せつがち	あせる	軽率	
	危険回避	緊張しすぎ	迷い	集中できず	気づかない	
大雑把	大雑把	おどおどする	なんとなく弱気	お天気屋		
	特異性	強引	譲らない	わがまま		
の走行印象	の走行印象	静かであるが頑固	迷いながらもわがまま			
	【メモ】	朗らかだが雑	落ち着きな	話しすぎ	カッとする	
一般的な(慎重 雑)		で	基本(忠実 忘れ 無視)			

中期
長期

二 日 目 講 習 指 定 書

年 月 日

殿

福 岡 県 公 安 員 会

あなたの二日目受講日を下記のとおり指定します。

講習の日時	年 月 日午前 時 分から1日間
講習の場所	一日目の講習場所に同じ

備 考

取扱者

※ 取扱者欄は、署名又は押印とする。

### 考 査 問 題 受 払 簿

現場責任者	副責任者	月 日	受入数	払出数 (廃棄)	現在数	取扱者	備 考
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					
		/					

※ 現場責任者、副責任者及び取扱者欄は、署名又は押印とする。



第 号

## 社会参加活動終了証明書

住所

氏名

年 月 日 ( 歳)

あなたは、道路交通法108条の2第1項第13号に規定する違反者講習の社会参加活動を終了したことを証明します。

年 月 日

(実施機関名)

### ◎ 注意事項

- ※ 社会参加活動終了後には、下記試験場で座学講習（3時間）の受講が必要です。早めに受講してください。（予約は不要です。）
- ※ 座学講習受講の際は、必ず社会参加活動終了証明書、違反者講習通知書、運転免許証、講習手数料、筆記具を持参してください。
- ※ 座学講習は、違反者講習の通知書が届いた日（配達証明による受領日）の翌日から1か月以内に受講しなければなりません。受講期間が過ぎると違反者講習の受講がなかったものとなり運転免許停止処分を受けることとなりますので、十分注意してください。  
(受講期間の最終日まで必ず座学講習を受講してください。)

講習場所	講習日	受付・講習時間
筑豊自動車運転免許試験場	月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）	○ 受付 8:30～8:50 ○ 講習時間 9:00～12:00
筑後自動車運転免許試験場	月曜日、水曜日 (祝日・年末年始を除く。)	

## 社会参加活動申込書

年 月 日

殿

私は、下記の遵守事項に従い、社会参加活動の申込みをします。

氏名	(ふりがな)	性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日 ( 歳)	電話番号	自宅 ( ) -
			勤務先 ( ) -
住所	福岡県 市郡		
免許証の番号			
免許情報記録の番号			
遵守事項	<p>1 身元確認のため違反者講習通知書及び運転免許証等の身分証明書を提示します。</p> <p>2 活動にあたっては、指導員等の指示に従います。</p> <p>3 途中で棄権したり、不正を行った場合は、社会参加活動終了証明書が交付されなくても構いません。</p> <p>4 用具等の取扱いに十分注意し、整理整頓します。</p> <p>5 一般者（関係者）等とのトラブルはおこしません。</p>		

- 注 1 太枠内は、明瞭に楷書で記載すること
- 2 下欄は、記載しないこと

## 社会参加活動実施結果記録簿

活動月日時 間 等	<p style="text-align: center;">午前 午前</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 ( 曜) 時 分から 時 分まで</p> <p style="text-align: center;">午後 午後</p>
活動内容 (○印をつける)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子等の整備</li> <li>・各種搬送補助活動</li> <li>・広報活動</li> <li>・各種点検活動</li> <li>・送迎用車両整備活動</li> <li>・車椅子の介助</li> <li>・安全誘導の補助活動</li> <li>・清掃等環境整備活動</li> <li>・道路清掃等環境整備活動</li> <li>・チラシ配布等</li> <li>・交通教室</li> <li>・その他、交通安全活動</li> </ul>
備考	

※終了証明書発行番号	第 号	※ 指導員・確認者	
------------	-----	-----------	--

# 感想文

年 月 日 ( 曜)

(整理番号)

氏名

男・女 ( 歳)

いずれかの項目に○を付けた後、感想文を記載して下さい。

※ 私は、これから書く感想文について、今後交通安全広報のために刊行物への掲載等をする事を ( 了承いたします 了承しません )

【個人が特定される氏名等については掲載いたしません】

1 講習を通じて得られたもの

(1) 社会参加活動及び実車指導

(2) 座学 (講習)

2 今後の安全運転への心構え

3 その他、講習で感じたこと

場 長	係 長

(筑豊・筑後)

停止処分者講習結果報告書

年 月 日

運転免許試験課長 殿

実施機関の長

下記のとおり、道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する講習を、○年○月○日に終了したので報告します。

		受講者数 人					
講習種別		短 期	中期( 日目)	中期( 日目)	長期( 日目)	長期( 日目)	
受講者数		人	人	人	人( )	人	
座学(講話)	指導員数	人	人	人	人	人	
運 転 適 性 指 導	グループ数	班	班	班	班	班	
	ペーパー指導 指導員数	人	人	人	人	人	
	実車指導 指導員数	人	人	人	人	人	
	シミュレーター指導 指導員数	人	人	人	人	人	
	CRT指導 指導員数	人	人	人	人	人	
車 両 台 数		台	台	台	台	台	
二輪実車		受講者 人 指導員 人					
座学講習指導員							
運転適性指導員							
備 考							

- ・ 長期1日目に飲酒学級を実施した場合は、「受講者数」の欄の( )内にその数を内数で記載すること。
- ・ 各科目の「指導員数」の欄には、従事した指導員全員の人数を記載すること。
- ・ 「座学講習指導員」及び「運転適性指導員」の欄には、従事した指導員全員の氏名を記載すること。
- ・ 実車指導に従事した者について、その氏名に( )を付すこと。
- ・ 2グループの実車指導に従事した者について、その氏名の前に○印を付すこと。

場長	係長

違反者講習結果報告書

年 月 日

運転免許試験課長 殿

実施機関の長

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を令和 年 月 日に終了したので報告します。

番号	氏名	住所	免許証番号等	性別	講習区分
1				男女	事前・当日・実車
2				男女	事前・当日・実車
3				男女	事前・当日・実車
4				男女	事前・当日・実車
5				男女	事前・当日・実車
6				男女	事前・当日・実車
7				男女	事前・当日・実車
8				男女	事前・当日・実車
9				男女	事前・当日・実車
10				男女	事前・当日・実車
11				男女	事前・当日・実車
12				男女	事前・当日・実車
13				男女	事前・当日・実車
14				男女	事前・当日・実車
15				男女	事前・当日・実車
16				男女	事前・当日・実車
17				男女	事前・当日・実車
18				男女	事前・当日・実車
19				男女	事前・当日・実車
20				男女	事前・当日・実車
21				男女	事前・当日・実車
22				男女	事前・当日・実車
23				男女	事前・当日・実車
24				男女	事前・当日・実車

座学講習指導員

運転 適性 指導 員	検査実施	
	検査結果指導	
	実車指導	
	シミュレーター	

社会参加活動指導員	社参実施場所
-----------	--------

備考

- ・ 指導員は、従事した指導員全員の氏名を記載すること。

【次紙】

番号	氏名	住所	免許証番号等	性別	講習区分
25				男女	事前・当日・実車
26				男女	事前・当日・実車
27				男女	事前・当日・実車
28				男女	事前・当日・実車
29				男女	事前・当日・実車
30				男女	事前・当日・実車
31				男女	事前・当日・実車
32				男女	事前・当日・実車
33				男女	事前・当日・実車
34				男女	事前・当日・実車
35				男女	事前・当日・実車
36				男女	事前・当日・実車
37				男女	事前・当日・実車
38				男女	事前・当日・実車
39				男女	事前・当日・実車
40				男女	事前・当日・実車
41				男女	事前・当日・実車
42				男女	事前・当日・実車
43				男女	事前・当日・実車
44				男女	事前・当日・実車
45				男女	事前・当日・実車
46				男女	事前・当日・実車
47				男女	事前・当日・実車
48				男女	事前・当日・実車

停止処分者講習及び違反者講習実施結果報告書 ( 月)

年 月 日

運転免許試験課長 殿

実施機関の長

標記のことについては、下記のとおり報告します。

区分	試験場名	項目	短期講習 ①	中期講習		長期講習		合計 (①+②+③)
				1日目	2日目 ②	1日目 飲酒学級	2日目 ③	
停止処分者講習実施結果	筑豊	受講者数						
		実施回数						
		指導員数						
	筑後	受講者数						
		実施回数						
		指導員数						
	合計	受講者数						
		実施回数						
		指導員数						
違反者講習実施結果	試験場名	項目	社会参加活動コース			実車指導コース	合計	
			事前コース	当日コース	小計			
	筑豊	受講者数						
		実施回数						
		指導員数						
	筑後	受講者数						
		実施回数						
		指導員数						
	合計	受講者数						
		実施回数						
		指導員数						

※ 翌月の5日までに提出すること。

※ 飲酒学級は1日目の内数を記載すること。

年 月 日

運転免許試験課長 殿

実施機関の長

停止処分者講習及び違反者講習事故発生報告書

発生日時		年 月 日 午前・午後 時 分ころ( 曜日) 天			
発生場所		福岡県			
事故の種別		人身事故 ・ 物件事故			
第1当事者	住 所				
	氏 名		性 別	男 ・ 女	
	生年月日	年 月 日生( 歳)	電話番号	- -	
	職 業		車両番号		
	被害程度				
	備 考 (指導員・同乗者等)				
第2当事者	住 所				
	氏 名		性 別	男 ・ 女	
	生年月日	年 月 日生( 歳)	電話番号	- -	
	職 業		車両番号		
	被害程度				
	備 考 (指導員・同乗者等)				
講習指導員					
事故の状況					
現場見取図		方位			
その他参考事項					